

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	〔略〕	法律	〔同上〕
事務	〔略〕	事務	〔同上〕
<p>保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）</p>	<p>第三条第一項、第四条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	〔新設〕	〔新設〕

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十二 〔略〕</p> <p>三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）</p> <p>三十三の二 保育等従業者処遇改善助成金の支給に要する経費</p> <p>三十四 〔略〕</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十二 〔同上〕</p> <p>三十三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>三十四 〔同上〕</p>

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇二十の二十一〔略〕</p> <p>二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）</p> <p>二十の二十二の二 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）</p> <p>二十の二十三〇三十三 〔略〕</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇二十の二十一 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十の二十三〇三十三 〔同上〕</p>